鳥取県県土整備部優良業務に係る業者表彰要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県土整備部(各総合事務所県土整備局、各県土整備事務所及び鳥取港湾事務所を含む。以下同じ。)が発注した測量等業務のうち、成果品の品質が特に優れており、他の模範となる優良業務を履行した土木関係建設コンサルタント、測量業者等(以下「業者」という。)を表彰することにより、業者の技術力向上を図り、もって成果品のより一層の品質向上に資することを目的とする。

(表彰部門)

- 第2条 表彰部門は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 土木関係建設コンサルタント部門
 - (2) 測量・地質・補償関係コンサルタント部門(以下「測量等部門」という。)

(表彰基準)

- 第3条 表彰は、次の各号のいずれかに該当し、難易度、成果品の品質及び業者の遂行努力等から判断して、非常に優秀で他の模範になると認められるものに対して行う。
 - (1) 難易度の高い業務又は設計条件が困難な業務を遂行したもの。
 - (2) 新技術・新工法又は独自の提案等を積極的に行ったもの。
 - (3) 地元住民との調整又は事業進捗の促進に貢献したもの。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、特に他の模範となる優れた取組を行い、表彰の対象としてふさわしいもの。

(審查対象業務)

- 第4条 表彰の審査対象は、次の各号に掲げる全ての条件を具備する測量等業務(以下「審査対象業務」という。) とする。
 - (1) 県土整備部が発注し、かつ、発注時点の委託設計金額が500万円以上のものであること。
 - (2) 表彰の日に属する年度の前年度に鳥取県測量等業務検査要綱(平成 19 年 7 月 11 日付第 200700062336 号県土整備部長)(以下「検査要綱」という。)に基づき完了検査を行い、かつ、その結果に基づく成績評定が行われたものであること。

(表彰候補の一次選定)

- 第5条 県土整備部長は、前条の規定による審査対象業務のうち、次の各号に該当するものを表彰候補として一 次選定する。
 - (1) 県内に本店を有する有資格者(準県内業者(県外に本店を有する有資格者で、鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則(平成19年鳥取県規則第76号)別表第5の測量等業務の項の右欄に定める条件を具備するため、県内に本店を有する有資格者と同様な取扱を行うこととした有資格者をいう。以下同じ。)を含む。以下同じ。)が履行したものについては、同一の表彰部門における成績評定の総合評定点が最も高いものから順に数えて業務件数が土木関係建設コンサルタント部門で40件程度、測量等部門で20件程度(以下「選定件数」という。)となる総合評定点以上のもののうち各業者の最高点のもの。なお、県内に本店を有する有資格者のみで構成される共同企業体により履行したものについては、単独による受注とは別に取り扱うこととする。また、準県内業者においては第6条第2項第3号の規定に該当しないものに限るものとする。
 - (2) 県外に本店を有する有資格者(準県内業者においては第6条第2項第3号の規定に該当するものを含む。 以下同じ)及び県外に本店を有する有資格者との共同企業体が履行したものについては、両表彰部門におけ る成績評定の総合評定点が最も高いもの。
- (3) 審査対象とする年度に検査要綱等の成績評定にかかる規定に改定があった場合は、第1号においては検

査要綱等の改定年度における適用期間(以下「適用期間」という。)ごとの審査対象件数の割合に応じて第 1号で規定する選定件数を適用期間ごとに案分し、それぞれの適用期間における各業者の最高点のものを選 定し、第2号においては、それぞれの適用期間ごとに選定を行う。

(4) 前年度の当該表彰の日以降に関連する各種法令等による行政処分又は鳥取県建設工事等入札参加資格者 資格停止要綱(平成20年5月1日付第200700191955号鳥取県県土整備部長通知)の規定による資格停止措 置(以下「資格停止等」という。)を受けた者、若しくはその者を構成員とする共同企業体が履行したもの でないこと。

(表彰候補の推薦方法)

- 第6条 県土整備部長は、県土整備部本庁、各総合事務所県土整備局、各県土整備事務所及び鳥取港湾事務所(以下、「発注機関」という。) に対して、表彰候補の推薦を依頼するものとする。
- 2 発注機関は、前条の規定により一次選定された審査対象業務の中から第3条の規定による表彰基準に該当するものを表彰候補として、県土整備部長に推薦を行うものとする。
 - この場合、次の各号のいずれかに該当する表彰候補は、推薦の対象外とする。
 - (1) 鳥取県県土整備部測量等業務成績評定要綱(平成15年3月26日付管第2839号県土整備部長通知)に規定する測量等業務成績評定表(様式第1号。以下「成績評定表」という。)の各細別のいずれかに「d」又は「e」の評定があるもの。
 - (2) 成績評定表の評価項目の「業務執行に係る過失に伴う減点」があるもの。
 - (3) 前条第2号により一次選定された審査対象業務を除き、技術者状況調査報告により県に登録されていない技術者(発注業種の管理技術者、主任技術者、主任担当者及び照査技術者に限る)が履行したもの。
- 3 表彰候補の件数は、次のとおりとする。
 - (1) 各総合事務所県土整備局及び各県土整備事務所ごとに、土木関係建設コンサルタント部門は原則2件まで、測量等部門は原則1件までとし、両方を通じて3件までとする。
 - (2) 県土整備部本庁及び鳥取港湾事務所は、土木関係建設コンサルタント部門及び測量等部門の両方を通じて1件までとする。
 - (3) 前条第2号及び3号の規定により一次選定された審査対象業務については、発注機関ごとに両表彰部門 を通じて1件までとし、前2号までの規定に含めない。
- 4 同一業者の推薦は、発注機関ごとに1件までとする。なお、共同企業体の構成員による受注は、単独による 受注とは別に取り扱うこととする。
- 5 第2項の規定による推薦は、様式第1号及び様式第2号を作成し、表彰候補ごとに次の各号に掲げる書類を 添付し、県土整備部長に提出することにより行うものとする。
 - (1) 成績評定表及び測量等業務検査チェックリストの写し
 - (2) 設計業務共通仕様書(平成10年4月3日付管第2号土木部長通知)等に規定する管理技術者等及び照査 技術者選任(変更)通知書等の写し

(表彰の決定)

第7条 県土整備部長は、前条第5項の規定により提出された書類により、同条第2項に規定する表彰基準の要件を満たしていることを確認の上、表彰予定者を決定するものとする。ただし、前条第3項第3号により推薦されたものについては、各表彰部門において1件程度とする。

(推薦及び表彰の取消)

第8条 第6条第2項の推薦の日から表彰の日までに表彰予定者が関連する各種法令等による行政処分及び資格 停止等を受けた場合は、推薦及び表彰決定を取り消すものとする。 附則

(施行期日)

1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第5条第3号中「前年度の当該表彰の日以降」とあるのは、平成27年度においては「平成27年4月1日 以降」とする。

附 則

この改正は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度以降に実施する表彰から適用する。

附 則

この改正は、平成29年7月1日から施行し、平成29年度以降に実施する表彰から適用する。

附則

この改正は、令和元年6月20日から施行し、令和元年度以降に実施する表彰から適用する。

附則

この改正は、令和3年6月18日から施行し、令和3年度以降に実施する表彰から適用する。